

VI 障害者更生相談部門について

1 現状と課題

(1) 身体障害者更生相談所

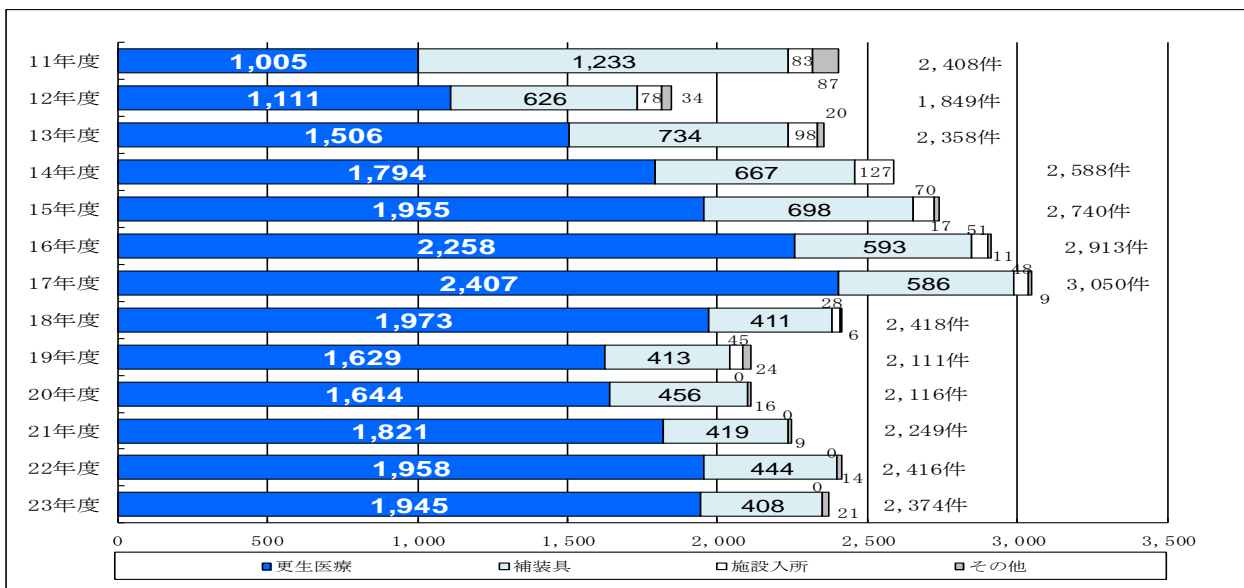
身体障害者福祉法では、「都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設置しなければならない」と規定されており、その業務は、次のような内容とされています。

- ・市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供
その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと
- ・身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと
- ・身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと
- ・以上のことを、巡回して行うこと

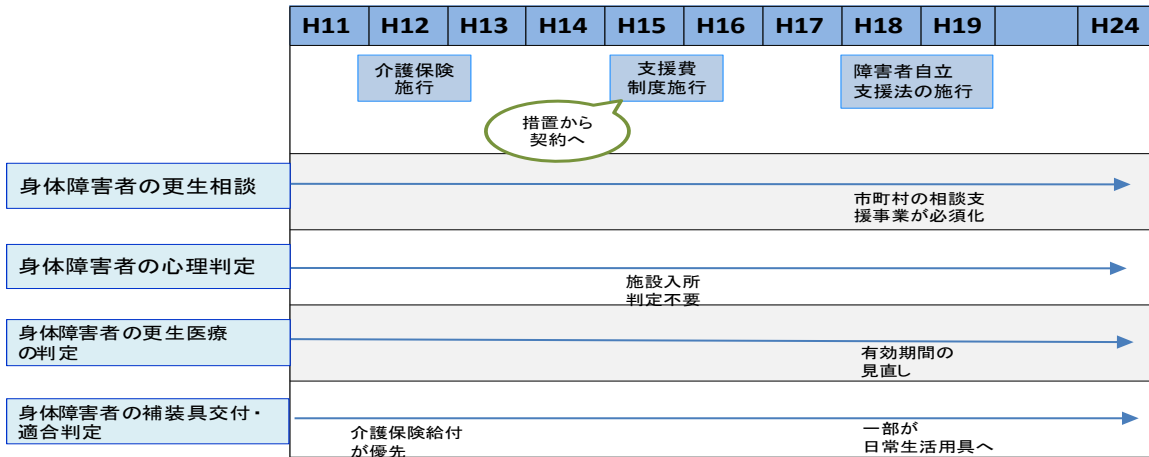
しかし、身体障害者更生相談所への相談の内容は、各年度とも更生医療と補装具の相談がほとんどを占めており、平成 23 年度実績では、全体で 2,374 件の相談のうち、約 82%が更生医療の判定、約 17%が補装具の判定業務となっています。【図 47】

また、身体障害者更生相談所の相談件数は、平成 12 年度の介護保険法の施行により、高齢者の補装具は介護保険給付が優先となったこと、平成 15 年度の支援費制度の施行により、措置制度が利用契約制度に変わり、施設入所判定が不要となったこと、また、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、更生医療の有効期限を 3 か月から 1 年以内とするなどの見直しが行われたことなどにより減少しています。【図 47】 【図 48】

【図 47】 身体障害者更生相談件数の年度別推移（相談内容別） （療育福祉センター事業概要より）



【図 48】療育福祉センター（身体障害者更生相談所）の業務の変遷



身体障害者更生相談所による巡回相談は、障害保健福祉圏域ごとに福祉保健所などを会場に実施しており、平成 23 年度の相談件数は 13 件で、そのほとんどが補装具の判定となっています。【表 46】

【表 46】巡回相談件数の年度別推移

(療育福祉センター事業概要より)

巡回	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補装具	14			0	8	9	1	7	3	8	6	9	11
手帳	35	1			2		1						
施設入所						1							
その他	2	13	10	0	6	8	4	6	23	10	1	0	2
計	51	14	10	0	16	18	6	13	26	18	7	9	13

全国 49 か所の身体障害者更生相談所の状況（次ページ）をみると、更生医療と補装具の判定が相談全体の約 8 割を占めており、高知県と同様に判定業務が中心となっています。

また、巡回相談の実施については、年間 30 日未満の更生相談所が 8 割近くとなっており、相談延人数も年間 100 人未満が半数となっています。

市町村との連携については、市町村職員の研修を実施している更生相談所は 9 割を超えていますが、地域自立支援協議会や個別ケース会議に参加している更生相談所は 3 割程度と少ない状況となっています。

【全国の状況】

- ・平成24年7月に高知県地域福祉部障害保健福祉課が全国（政令都市除く）の障害福祉主管課を通して、調査を行った。
- ※42都道府県 49か所の身体障害者更生相談所からの回答をまとめたもの

1 相談内容（来所）

○全国の合計

自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	合計
70,793	59,360	27,690	738	1,951	1,306	5,118	166,956
42.4%	35.5%	16.6%	0.4%	1.2%	0.8%	3.1%	100.0%

☆高知県

自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	合計
1,945	397	0	0	0	0	19	2,361
82.4%	16.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	100.0%

2 巡回相談の実施状況（実日数と延べ人数）

☆高知県

実日数	未実施	1～9日	10～29日	30～49日	50～69日	70日～
箇所数	4	11 ☆	23	3	4	4
延べ人数	未実施	1～49人	50～99人	100～399人	400～699人	700人～
箇所数	4	13 ☆	7	15	6	4

3 嘱託医の判定の状況

※複数回答あり ※49か所中の割合

☆高知県

- ・更生相談所に嘱託医が来て判定 (40か所) 81.6% ☆
- ・嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定 (15か所) 30.6% ☆
- ・上記以外の場所で判定 (35か所) 71.4% ☆

(参考) 嘱託医の判定の状況巡回相談の関係について

巡回相談	全国平均 (巡回相談実施45ヶ 所の平均)	嘱託医が所属する医療機 関に相談者が来所して判 定を行っている身更相(1 5ヶ所)の平均	それ以外(30ヶ所)の 平均
年間実施回数(日)	27.3日	19.4日	31.2日
年間実施延べ人数(人)	249.5人	148.9人	299.8人

4 市町村との連携について

- ①地域自立支援協議会への参加実施 14か所 28.6% (平均実施延べ回数：16.9回)
- ②個別ケース会議への参加実施 15か所 30.6% (平均実施延べ回数：4.4回)
- ③市町村職員の研修実施 46か所 93.9% (平均実施延べ回数：2.7回)
- ④市町村ごとの入所施設待機者の状況の把握実施 17か所 34.7%
(実施状況 毎月実施：9か所、3ヶ月に1回実施：2か所、年1回実施：2か所 等)
- ⑤入所施設の入所の調整実施 18か所 36.7%
(実施状況(延べ回数) 0～5回：11か所、6～20回：2か所、21回以上：3か所、
その他・随時：2か所 等)

(2) 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法では、「都道府県は、知的障害者更生相談所を設置しなければならない」と規定されており、その業務は、次のような内容とされています。

- ・市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと
- ・知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと
- ・18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと
- ・以上のことを、巡回して行うこと

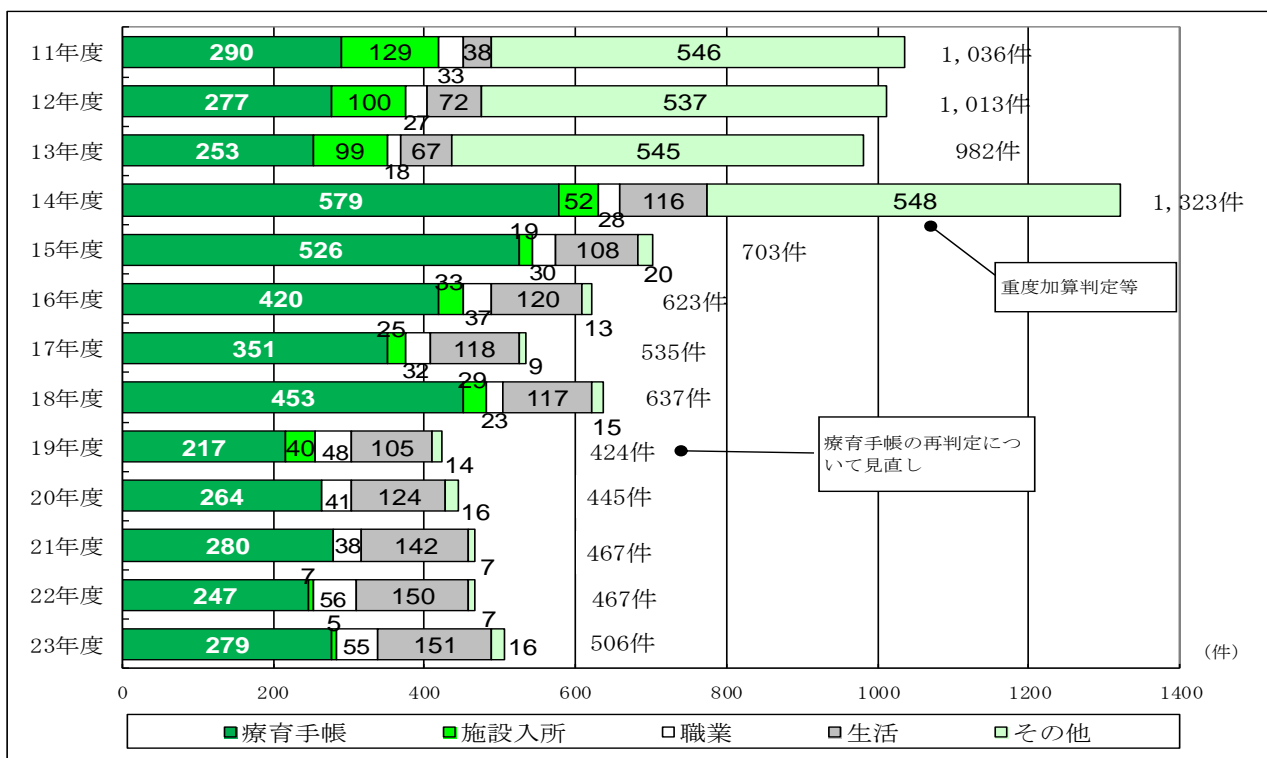
しかし、知的障害者更生相談所への相談の内容は、平成15年度以降は療育手帳の判定が半数以上を占めており、平成23年度実績では、全体で506件の相談のうち、約55%が療育手帳の判定、約30%が障害基礎年金申請等の生活に関する相談となっています。

【図49】

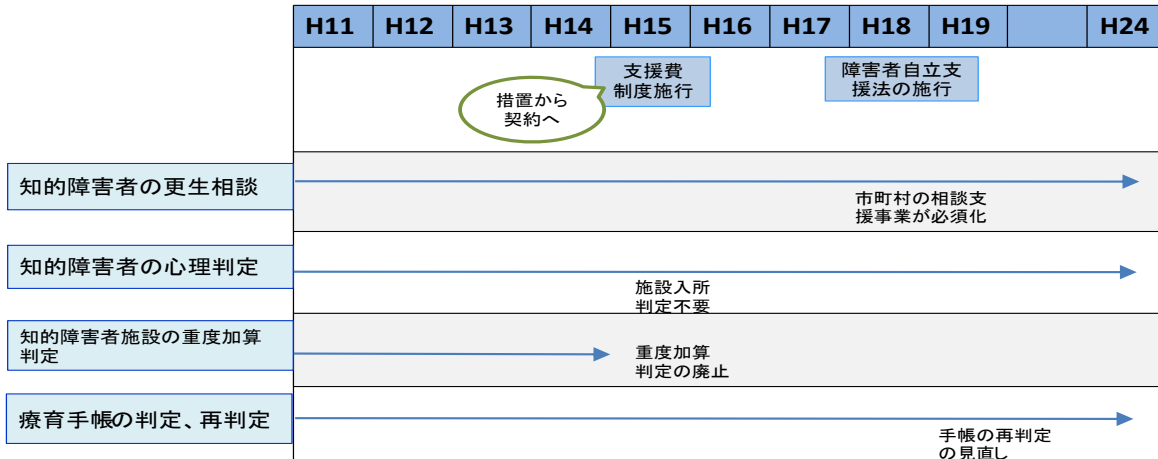
また、知的障害者更生相談所の相談件数は、平成14年度までは知的障害者施設措置費の重度加算の判定や施設入所の判定が600件以上を占めていましたが、平成15年度の支援費制度の施行に伴う利用契約制度の導入により、重度加算、施設入所とも判定が不要となったことから、大きく減少しています。

さらに、高知県では、平成19年度から19歳以上の療育手帳所持者の再判定を不要としたことから療育手帳の判定件数が減少しています。【図49】 【図50】

【図49】 知的障害者更生相談件数の年度別推移（相談内容別） （療育福祉センター事業概要より）



【図 50】療育福祉センター（知的障害者更生相談所）の業務の変遷



知的障害者更生相談所による巡回相談は、身体障害者更生相談所と同様に障害保健福祉圏域ごとに福祉保健所などを会場に行っており、平成 23 年度の相談件数は 8 件となっています。

なお、平成 18 年度までの巡回相談では、施設入所者等の療育手帳の判定を多く実施していましたが、平成 19 年度から 19 歳以上の療育手帳所持者の再判定を不要とする見直しを行ったことから、相談件数は大きく減少しています。【表 47】

【表 47】巡回相談件数の年度別推移

(療育福祉センター事業概要より)

巡回	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
療育手帳	21	17	25	92	90	54	33	94	15	7	5	6	5
施設	10	1	3										2
その他	10	1										4	1
計	41	19	28	92	90	54	33	94	15	7	5	10	8

全国 56 か所の知的障害者更生相談所の状況（次ページ）をみると、療育手帳の判定が相談全体の 6 割以上を占めており、高知県と同様の状況となっています。

また、巡回相談の実施については、年間 30 日未満が半数近くとなっていますが、70 日以上実施している更生相談所も 15 か所あり、相談延人数が年間 100 人を超える更生相談所が 6 割以上となっています。

市町村との連携については、市町村職員の研修を実施している更生相談所は 75%となっていますが、地域自立支援協議会や個別ケース会議に参加している更生相談所は 4 割程度と少ない状況となっています。

【全国の状況】

・平成24年7月に高知県地域福祉部障害保健福祉課が全国（政令都市除く）の障害福祉主管課を通して、調査を行った。

※42都道府県 56か所の知的障害者更生相談所からの回答をまとめたもの

1 相談内容（来所）

○全国の合計

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	合計
1,517	31	2,078	1,150	5,384	1,229	32,554	8,960	52,903
2.9%	0.1%	3.9%	2.2%	10.2%	2.3%	61.5%	16.9%	100.0%

☆高知県

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	合計
3	0	55	0	150	1	274	15	498
0.6%	0.0%	11.1%	0.0%	30.1%	0.2%	55.0%	3.0%	100.0%

2 巡回相談の実施状況（実日数と延べ人数）

☆高知県

実日数	未実施	1～9日	10～29日	30～49日	50～69日	70日～	不明
箇所数	1	3 ☆	23	7	6	15	1
延べ人数	未実施	1～49人	50～99人	100～399人	400～699人	700人～	
箇所数	1	11 ☆	8	26	5	5	

3 嘱託医の判定の状況 ※複数回答あり ※49か所中の割合

☆高知県

- ・更生相談所に嘱託医が来て判定 (45か所) 86.5% ☆
- ・嘱託医が所属する医療機関に相談者が来所して判定 (10か所) 19.2% ☆
- ・上記以外の場所で判定 (16か所) 30.8% ☆

4 市町村との連携について

- ①地域自立支援協議会への参加実施 22か所 39.3% (平均実施延べ回数：15.0回)
- ②個別ケース会議への参加実施 25か所 44.6% (平均実施延べ回数：33.6回)
- ③市町村職員の研修実施 42か所 75.0% (平均実施延べ回数：1.9回)
- ④市町村ごとの入所施設待機者の状況の把握実施 12か所 21.4%
(実施状況 毎月実施：8か所、3ヶ月に1回実施：1か所、年1回実施：1か所 等)
- ⑤入所施設の入所の調整実施 16か所 28.6%
(実施状況(延べ回数) 0～5回：10か所、6～20回：2か所、21回以上：3か所、その他・随時：1か所 等)

2 今後のあり方

障害のある方の福祉については、市町村が障害者自立支援法などに基づき、相談支援をはじめ、障害福祉サービスや更生医療、補装具の給付などの直接的な支援業務を担うとともに、自立支援協議会を中心に、地域のニーズに応じたサービスの調整や社会資源の改善・開発、相談支援の充実などに取り組むことが求められています。

一方、障害者更生相談所は、専門的な知識や技術を必要とする相談や更生医療、補装具、療育手帳などの判定を行うとともに、市町村が第一義的な相談窓口として機能を発揮できるよう、専門的な技術的支援や情報提供をはじめ、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修などを行うことが求められています。

国が障害者更生相談所の具体的な運営について定めた「身体障害者更生相談所の設置運営基準」及び「知的障害者更生相談所の設置運営基準」は、福祉サービスの仕組みが措置制度から支援費制度へ移行した平成 15 年に制定されています。

しかしながら、その後、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、相談支援の仕組みをはじめ、障害福祉サービスの体系や利用手続き等も大きく見直しされましたが、障害者更生相談所の設置運営基準は改正されないまま現在に至っています。

また、この間、国において障害者更生相談所のあり方に関する議論も行われていません。

全国の障害者更生相談所の状況をみると、各相談所によって差はあるものの、全体としては、更生医療や補装具、療育手帳の判定に関する業務が、業務の大半を占めており、高知県の相談所においても、同様の状況となっています。

このような状況を踏まえた高知県の障害者更生相談所の今後のあり方は、次のとおりです。

(1) 共通事項

障害者更生相談所は、専門相談機関として、市町村が適切な支援業務を遂行できるよう、最新かつ専門的な知識の修得や技術の研鑽と蓄積を図り、適切な援助、助言を行う必要があります。

また、専門相談機関として、障害のある方の状況やニーズを把握するとともに、関係機関の取り組みなどの情報を広く収集し、利用者や市町村に対して、積極的に情報提供することが必要です。

あわせて、巡回相談については、本県の地理的条件や相談者の利便性を考慮したうえで、市町村等の関係機関と十分に連携を図り、ニーズに応じて、実施時期や場所、回数等の検討を行い、適切に実施できるようにする必要があります。

(2) 身体障害者更生相談所

補装具は、身体に障害のある方にとって、能力の向上や、自立と社会参加に大きく影響するものであることから、福祉用具の研究や進歩について常に情報を把握し、利用者の個別のニーズに応じて、最新最適な情報を提供するとともに、交付にかかる判定期間の短縮に努めることが必要です。

また、補装具交付後においても、利用者のニーズに応じて専門的にフォローを行う必要があります。

なお、現在、障害保健福祉課で行っている身体障害者手帳の認定・交付事務については、障害のある方の状況やニーズを把握する直接的な機会となることも期待できることから、身体障害者更生相談所で行うことも検討する必要があると考えます。

【参考：全国 49 か所の身体障害者更生相談所の状況】

- ・身体障害者更生相談所で身体障害者手帳の認定・交付事務を行っているか。
○行っている 31 か所 (63%) ○行っていない 18 か所 (37%)

(3) 知的障害者更生相談所

療育手帳については、療育福祉センターの中央児童相談所障害相談部門の機能が中央児童相談所に統合された後は、18歳を境として、判定機関が中央児童相談所~~とから~~知的障害者更生相談所に~~分かれる~~移ることとなるので、障害のある方の年齢に関わらず一貫した支援体制を確保するため、中央児童相談所との緊密な連携と情報の共有を十分に図る必要があります。

また、療育手帳の判定については、現在、申請の増加等により、判定日の予約が3か月後になるなど時間を要していますが、必要な福祉サービスの利用のためにも迅速な対応が求められており、待機者が生じないよう判定業務を改善する必要があります。

なお、現在、障害保健福祉課で行っている療育手帳の交付事務については、判定から手帳交付までの期間短縮にもつながることから、知的障害者更生相談所で行うことも検討する必要があると考えます。

【参考：全国 56 か所の知的障害者更生相談所の状況】

- ・知的障害者更生相談所で療育手帳の交付事務を行っているか。
○行っている 42 か所 (75%) ○行っていない 14 か所 (25%)